決裁区分	取扱区分	
丙	分類記号	E 0 8
	保存期間	3 年

起 案	平成22年 1月 6日	決裁日付印	浄 書
観光課 観光地づくり係		観光課 22.2.-1 決裁	校 合
起案者 東條 篤史			公印取扱主任
電話内線 3002			
処理期限	平成 年 月 日	告示・公告	第 号
例文承認	第 号	例文承認	

知事 〃 副知事 〃

局長 次長 課長 補佐

参事 技術主幹兼観光地づくり係長 係

参事兼秘書課長 課長補佐兼調整係長

秘書監 〃 主幹兼秘書係長 係

(初回後援)

「Tポイントレディスゴルフトーナメント」の後援について（伺い）

このことについて，別添のとおり Tポイントレディスゴルフトーナメント大会実行委員長・大会プロデューサー [redacted] から行事後援の申請がありました。

本トーナメントは，ＬＰＧＡ女子プロゴルフトーナメントに新設された大会であり，本県出身のプレーヤーに加えて国内外の一流プレーヤーが参加するレギュラーツアートーナメントです。試合の様子は全国ネット（テレビ朝日系）でテレビ中継されることから，本県の豊かな自然，風景なども紹介されることになります 。

このようなことから，本トーナメントが，本県へのゴルフ客をはじめとする観光客の誘致促進，県内外へ向けての観光ＰＲ及び本県のイメージアップ等に果たす役割は大きいと思料されますので，後援を承認することとし，別案により回答することとしてよろしいか。

なお，決裁の上は，別案のとおり回答してよろしいか。

※ 承認基準第１－（１）~~ｱ~~,ｳ（２）いずれも満たしている。

※類似事例：H18.9.21～9.23 京セラレディースオープンinさつま（主催：京セラ）

鹿 児 島 県

発送 22.2.2 受付

観　第　297　号
平成２２年２月１日
（観光課扱い）

Ｔポイントレディスゴルフトーナメント
大会実行委員長・大会プロデューサー [redacted] 様殿

知事名

行事の後援について（回答）

平成２１年１２月２１日付けで申請のあったことについては，下記のとおり承認します。

記

1　行事名
　Ｔポイントレディスゴルフトーナメント

2　後援名義
　鹿児島県

3　承認期間
　平成２２年２月１日から平成２２年３月２１日まで

4　その他
(1) 本件行事に伴う経費負担その他について，当県は一切の責任を負いません。
(2) 行事の内容等について変更がある場合は，速やかに，変更の内容等について届け出てください。
　なお，変更の内容によっては，後援を取り消すことがあります。

問い合わせ先
鹿児島県　商工労働部観光交流局
観光課　観光地づくり係　東條
TEL 099-286-3005
FAX 099-286-5580
✉ kdukuri@pref.kagoshima.lg.jp

平成　２１年１２月２１日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎　殿

申請者　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
Ｔポイント レディス　ゴルフ[redacted]
大会実行委員長・大会プロデ[redacted]

住所　〒150-6021
東京都渋谷区恵比寿 4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー２１Ｆ
電話　（０３）５４２４－１７００

観光課
22.1.-6
受付

後援依頼申請書

下記行事の実施にあたり，共催（後援・協賛）名義として鹿児島県の名義を使用したいので，承認願います。

なお，共催（後援・協賛）名義の使用にあたっては，貴県に対し本件行事に伴う一切の責任を求めません。

記

行事名	Ｔポイント レディス　ゴルフトーナメント
趣旨内容	ゴルフ業界の活性化に伴いスポーツ振興を図るとともに，県及び蒲生町を広く知らしめることが誘客増加促進の一助となることを趣旨として女子プロゴルフ競技大会を開催する。
日時	平成２２年３月１６日（火）～２１日（日）
開催場所	鹿児島高牧カントリークラブ 鹿児島県姶良郡蒲生町久末2489-1 T.E L　0995-52-1603　（代表）　ＦＡＸ　0995-52-0121
参加予定人数	女子プロ競技者　１０８名
主催者	名　称：カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社
他の共催（後援協賛）団体（予定）	九州ゴルフ連盟　鹿児島県ゴルフ協会 株式会社Misumi　南日本新聞社 鹿児島県蒲生町　株式会社 鹿児島放送
前回承認の実績	実績なし
連絡責任者（住所・職氏名・電話番号）	東京都渋谷区恵比寿4-20-3　恵比寿ガーデンプレイスタワー２１Ｆ Tポイント レディス　ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [redacted]　TEL　03-5424-1937

＊　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類，前回開催時のパンフレット等，収支予算書（入場料等参加負担を徴収する場合）を添付してください。

■大会実施要項（案）

２００９年１２月２１日現在

名　称	Ｔポイント レディス　ゴルフトーナメント Ｔ－ＰＯＩＮＴ ＬＡＤＩＥＳ ＧＯＬＦ ＴＯＵＲＮＡＭＥＮＴ （略称：Ｔポイント レディス）
主　催	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
協　賛	未定
後　援	九州ゴルフ連盟 鹿児島県ゴルフ協会 株式会社 Misumi 南日本新聞社 鹿児島県 鹿児島県蒲生町 株式会社 鹿児島放送
公　認	社団法人日本女子プロゴルフ協会（ＬＰＧＡ）
運営協力	株式会社博報堂　　株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ 株式会社博報堂ＤＹスポーツマーケティング　　鹿児島高牧カントリークラブ
競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
会　場	鹿児島高牧カントリークラブ　鹿児島県姶良郡蒲生町久末 2489-1 ＴＥＬ　0995-52-1603（代表）　ＦＡＸ　0995-52-0121
開催日	２０１０年３月１６日（火）指定練習日 １７日（水）指定練習日・前夜祭 １８日（木）プロアマ大会 １９日（金）予選ラウンド（第１日） ２０日（土）予選ラウンド（第２日） ２１日（日）決勝ラウンド（最終日）
賞金総額	7,０００万円　優勝＝1,２６０万円
出場選手	１０８名
競技方法	５４ホールズ・ストロークプレー ①第１日・第２日の合計３６ホールズを予選ラウンドとし、 上位５０位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②５４ホールを終了して第１位にタイが生じた場合は、 １８番ホールを使用してサドンデス方式でプレーオフを行う。
競技規則	２０１０年ＬＰＧＡトーナメント競技特別規則を適用
ＴＶ中継	〈放送局〉テレビ朝日系列 24 局ネット＋地方局６局＋BS 朝日 〈放送日時〉３月２０日（土）（予選ラウンド２日目）　１６：００～１６：５５（予定） ３月２１日（日）（決勝ラウンド）　１６：００～１７：２５（予定）

Tポイントレディスゴルフトーナメント収支予算書

支出（▲）		[redacted]
	賞金	[redacted]
	トーナメント認定料	[redacted]
	テレビ朝日中継等	[redacted]
	本大会関係費等	[redacted]
	競技運営関係費等	[redacted]
	前夜祭/プロアマ大会関係費等	[redacted]
	ネット放送費用等	[redacted]
	代理店手数料・業務委託費用等	[redacted]
		0
		0
収入（＋）		[redacted]
	協賛金売上	[redacted]
	チケット売上	[redacted]
	その他	[redacted]
収支計		[redacted]

鹿児島県が共催，後援又は協賛する行事の承認基準

平成９年３月３日決定
平成18年２月１日改正
秘　　書　　課

第１　鹿児島県が行事の共催，後援又は協賛（以下「後援等」という。）をすることについて承認を行う場合の基準は，次に掲げるとおりとする。

⑴　行事の主催者が次のいずれかに該当するもので，組織，資金等に関して，行事の遂行能力が十分であると認められること。
ア　国，地方公共団体又はこれらに準ずるもの
イ　文化団体，学術研究機関，報道機関，産業・経済団体その他の団体で，当該団体の設立目的，活動状況等が本県行政の推進方針に即したもの
ウ　その他知事が特に適当と認めるもの

⑵　行事の内容等が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
ア　行事の内容が県民生活・福祉の向上，産業・教育・文化・スポーツ等の振興に寄与し，本県行政の推進の上で必要と認められるもの
イ　行事の内容が，公共性又は公益性を有するものであって，専ら営利を目的とし，特定の思想，流派又は系列に偏り，主催者の構成員の親睦を目的とする等のものでないこと。
ウ　宗教的活動又は政治的活動と認められないものであること。
エ　県内で実施される行事については，おおむね県下全域にわたる事業規模であること。また，県外で実施される行事については，県の魅力や情報を県外に発信するものであること。ただし，知事が特に適当と認めるものは，この限りでない。
オ　過去に行事の後援等の承認をしたものにあっては，当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。

第２　主務課長は，後援等の承認をしようとする場合は，共催（後援　協賛）申請書（別記様式１）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
なお，申請書が別記様式１により提出されなかった場合，当該様式にある事項が記載されていれば受理することとする。

⑴　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類
⑵　収支予算書（入場料等参加負担がある場合）
⑶　前回開催時の内容のわかる書類
⑷　その他必要と認められる書類

第３　主務課長は，行事の後援等の承認を決定した場合は，別記様式２により行事の主催者に通知するものとする。
２　主務課長は，前項の規定により行事の後援等の承認をする場合には，承認期間その他必

要な条件を付けるものとする。

第４　後援等の承認を受けたものが当該後援等の承認に係る行事の内容等を変更しようとするときは，主務課長は速やかに，変更の内容等について記載した届出書の提出を求めるものとする。

第５　後援等の承認を受けた行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，主務課長は，その是正を求め，又は承認を取り消すものとする。

(1)　申請の内容が虚偽であったとき。
(2)　事業内容等の変更により，第１に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
(3)　承認の条件に違反したとき。
(4)　その他承認することが不適当であると認められるに至ったとき。

２　主務課長は，前項の規定により後援等の承認の取消しを行おうとするときは，秘書課に合議しなければならない。

第６　この基準は，平成９年４月１日から実施する。
　　この基準は，平成18年４月１日から実施する。